

令和5年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和5年2月28日（火曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 議員提出議案第1号 幸田町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
委員会提出議案第1号 幸田町議会基本条例の制定について
- 日程第6 特別委員会の廃止の件
- 日程第7 第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命について
- 日程第8 第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命について
第3号議案 幸田町監査委員の選任について
第4号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第9 第13号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第7号）
第14号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）
第15号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第16号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第17号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定について
第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第10号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第18号議案 令和5年度幸田町一般会計予算
第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計予算
第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第21号議案 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第22号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計予算
第23号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第24号議案 令和5年度幸田町水道事業会計予算

第25号議案 令和5年度幸田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	12番 水 野 千 代 子 君	13番 笹 野 康 男 君
14番 岩 本 知 帆 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 池 田 和 博 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参 事 (開 発 担 当) 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参 事 (税 務 担 当) 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 林 保 克 君	参 事 (感 染 症 対 策 担 当) 金 澤 一 徳 君
環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君	事 業 調 整 監 兼 建 設 部 長 羽 根 洵 闘 志 君
上 下 水 道 部 長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君
教 育 部 長 吉 本 智 明 君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大 須 賀 龍 二 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和5年第1回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
本定例会に提出されました議案は、議員提出議案1件、委員会提出議案1件、及びお手元の議案目録のとおり、令和5年度当初予算を初めとする25件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。
新型コロナウイルス感染症の拡大は、いまだ収束には至っておりません。議会といたしましては、コロナ感染対策を十分取り、定例会を円滑に進めていきたいと考えております。

議員各位におかれましても、十分に体調管理に留意され、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆様、おはようございます。

寒さの中にも春の気配が感じられるようになりました。

本日、ここに令和5年第1回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、全部で25件でございます。

初めに、本日即決にてお願いをさせていただきます議案は、9件でございます。幸田町教育委員会教育長の任命について、幸田町教育委員会の委員の任命について、幸田町監査委員の選任について、幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についての人事案件4件と、令和4年度補正予算関係として、一般会計を初めとする5件でございます。その他の議案といたしましては、単行議案8件と令和5年度当初予算関係として、一般会計を初めとする8件をお願いするものでございます。

後ほど、私から予算の大要と施政方針を述べさせていただき、各議案の提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれも、これからの町政を進める上において、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意をもって対応いたします。よろしく願いいたします。

ここで御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

現在の愛知県においては、新規感染者が7日間平均で1,000人を切るなど、感染状況が一段と落ち着いていることから、昨日27日から3月12日まで警戒領域に移行し、感染防止対策としての3つの密の回避、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染防止対策の徹底が要請されています。

また、国においては、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、オミクロン株と

は大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げるとしてはいますが、季節性インフルエンザと比べ、新型コロナウイルスは感染力が強く、重症化しやすいと言われております。

本町としましては、基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、感染予防・重症化予防等の観点から、接種対象となり接種を希望する全ての方が安心してワクチン接種を受けていただけるよう、引き続き接種体制を確保してまいります。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元に令和5年度予算の概要と施政方針を配付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和5年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時06分

○議長（足立初雄君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（足立初雄君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 稲吉照夫君、10番杉浦あきら君の御両名を指名いたします。



日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日2月28日から3月27日までの28日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日2月28日から3月27日までの28日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願ひます。

日程第3

○議長(足立初雄君) 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査10月分から12月分までの3件、及び定期監査5件であります。これはお手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が1件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第1号を総務教育委員会に付託します。次に、令和4年度、幸田町教育委員会施策評価につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長(足立初雄君) 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和5年度予算の大要と施政方針

令和5年2月28日

幸田町長 成瀬 敦

備えて守る、拓く、つながるまちづくり

～一步踏み出す新しいまちへの挑戦～

本日、令和5年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症のまん延の始まりから3年。これまでの延長線上にない世界を生きる私たちそして町にとりまして、最も大切にすべきは、互いの多様性を受容すること。新たなことに柔軟に対応し挑戦できること。働き方・生き方・価値観の多様化に対応し、認め合い、支え合える、一人一人の個性が発揮される社会を築き上げていくことを考えます。

令和5年度の当初予算は、町民の皆様未来を拓くため、「備える」を重要なテーマに掲げて編成しました。一般会計の予算規模は200億7,000万円であり、過去最大であります。税収につきましては、町を支える要の財源として、対前年度2.2%増

となる87億5,420万円を見込んでおります。歳出におきましては、①災害への備え ②少子化への備え ③高齢化への備え ④人口減少への備え ⑤ニューノーマル～新しい生き方、新しい働き方～への備え ⑥生活安定への備えに取り組み、将来の展望が開ける輝かしいまちづくりを展開してまいります。

24時間まるごと守ります。共にいたわり、共に創る、つながるまちづくりを進めていきます。「一步踏み出す新しいまちへの挑戦」の決意で、各種施策に全力で取り組んでまいります。

ここで、新年度の予算の概要について、触れさせていただきます。

令和5年度当初予算案の概要

1 予算の規模

令和5年度当初予算の規模は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせて29億9,483万円となり、前年度に対し3億162万円、1.0%増となっております。

一般会計は、総額200億7,000万円、対前年度3.5%増といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、坂崎運動場駐車場用地及び消防施設整備事業用地の先行取得を予定していますが、令和4年度に計上した芦谷1号線事業用地及び福祉施策推進構想事業用地の先行取得の完了に伴う事業費の減少並びに一般会計繰出金の減により、総額2億7,666万円、74.3%減といたしました。

国民健康保険特別会計につきましては、被保険者の減少見込みに伴う保険給付費の減を見込み、総額32億9,272万円、同2.1%減といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額6億3,647万円、同7.6%増といたしました。

介護保険特別会計につきましては、被保険者数、介護サービス見込量等の推計により、総額23億9,941万円、同9.0%増といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、町債の償還に要する費用の減少により、総額3億6,736万円、同3.0%減といたしました。

水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては8億347万円、同2.1%増、また、資本的支出にあつては水道施設の更新工事を主なものとして、7億9,610万円、同73.5%増といたしました。

最後に、下水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、維持管理費の増加を見込み7億6,381万円、同6.2%増、また資本的支出にあつては北部処理分区管路整備などの進捗に伴う事業量の減少により、5億8,883万円、同6.1%減といたしました。

2 一般会計歳入

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、対前年度1億8,630万円増、同2.2%増の87億5,420万円といたしました。

その内訳としましては、個人町民税につきましては、納税義務者の増加を見込み、対前年度2,220万円増、同1.1%増とし、また、法人町民税につきましては、自動車関連企業の業績状況等から、対前年度620万円増、同1.1%増としまして、町民税

の総額を対前年度3,340万円増、同1.1%増の31億5,440万円といたしました。

固定資産税につきましては、主に家屋分で新增築家屋の増加を、償却資産分で企業の積極的な設備等による増加を見込み、固定資産税の総額を対前年度1億4,300万円増、同3.0%増の48億9,100万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割、種別割ともに実績を踏まえ、対前年度690万円増、同5.9%増の1億2,450万円といたしました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりにより本数は減少を見込み、対前年度100万円減、同0.4%減の2億6,100万円とし、入湯税につきましては、コロナ禍での実績を踏まえ、前年度と同額の230万円といたしました。

都市計画税につきましては、家屋分におきまして、新增築家屋の増加により、対前年度400万円増、同1.3%増の3億2,100万円といたしました。

地方譲与税につきましては、令和4年度の実績や地方財政計画を踏まえ、対前年300万円増、同2.2%増の1億4,180万円といたしました。

利子割交付金につきましては、預貯金利子などの減少が見込まれており、対前年度110万円減、同34.4%減の210万円といたしました。

配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の4,100万円とし、株式等譲渡所得割交付金につきましても実績を踏まえ、対前年度800万円増、同26.7%増の3,800万円といたしました。

法人事業税交付金につきましては、令和4年度の実績や県の交付見込額等を踏まえ、対前年度3,000万円増、同30.0%増の1億3,000万円といたしました。

地方消費税交付金につきましても、令和4年度の実績や県の交付見込額等を踏まえ、対前年度1億1,000万円増、同12.0%増の10億3,000万円といたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者数の回復により、対前年度100万円増、同5.9%増の1,800万円とし、自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末で廃止となりましたが、滞納繰越分の収入の可能性のあることから科目維持とし、代わって同年10月に創設された環境性能割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度100万円増、同4.0%増の2,600万円といたしました。

地方特例交付金につきましては、個人住民税減収補填特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ではありますが、対前年度329万9,000円減、同4.1%増の8,430万1,000円といたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の500万円といたしました。

分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありますが、対前年度49万9,000円減、同0.7%減の6,808万3,000円とし、また、使用料及び手数料につきましては、放課後児童健全育成事業の利用に係る手数料の増等を見込み、対前年度456万3,000円増、同2.1%増の2億2,284万2,000円と

いたしました。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関係支出金の減等に対し、社会資本整備総合交付金の増、公立学校施設整備費国庫負担金の皆増、出産・子育て応援交付金の皆増等により、対前年度2,440万7,000円増、同1.2%増の総額20億8,531万2,000円とし、県支出金につきましては、愛知県知事選挙費委託金の皆減、介護施設等整備事業費補助金の減等に対し、障害福祉サービス費等負担金の増、出産・子育て応援事業費交付金の皆増等により、対前年度1,485万円増、同1.4%増の総額11億1,120万7,000円といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入と基金利子が主なものでありますが、令和5年度は菱池遊水地地内の町有地について、愛知県による買収が予定されていることなどにより、対前年度5,115万円増、同337.1%増の総額6,632万3,000円といたしました。

寄附金につきましては、主となる、ふるさと寄附金を対前年度2億円増、同7.1%増の30億円と見込み、総額30億15万6,000円といたしました。

繰入金につきましては、全体の財源調整及び事業推進のため、財政調整基金13億9,868万7,000円、教育施設整備基金2億円、新型コロナウイルス感染症対策基金4,188万円の繰入れを行い、対前年度1億4,505万2,000円減、同8.1%減の総額16億4,057万円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校給食費実費徴収金が主なものでありまして、総額では、対前年度351万8,000円減、同0.6%減の6億850万4,000円といたしました。

町債につきましては、マンホールトイレ整備事業に800万円、久保田コミュニティホーム整備事業に3,000万円、高齢者生きがいセンター整備事業に3,400万円、岩堀住民広場整備事業に1億100万円、県営防災ダム事業に2,360万円、県営たん水防除事業に8,640万円、鷺田排水機場自家発電設備整備事業に2,700万円、道路改築事業に1億3,930万円、橋梁改修事業に3,600万円、幸田中央公園整備事業に1,730万円、消防用自動車整備事業に1,100万円、災害対応特殊救急自動車整備事業に910万円、深溝小学校校舎増築事業に1億2,300万円、豊坂小学校校舎増築事業に5,090万円の起債を行い、対前年度1億8,260万円増、同35.5%増の総額6億9,660万円といたしました。

3 一般会計歳出

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）につきましては、給与改定等に伴う人件費の増加や障害者福祉等に係る扶助費の増加、また、幸田駅前土地区画整理事業特別会計の廃止に伴い、当該特別会計で計上していた町債償還経費を一般会計で計上したこと等によりまして、対前年度4億6,116万8,000円増、同6.1%増の総額80億8,218万6,000円といたしました。

投資的経費（普通建設事業費・災害復旧費）につきましては、対前年度3億7,603万5,000円増、同15.9%増の総額27億4,732万3,000円であります。

普通建設事業の主なものといたしましては、長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想事業、深溝小学校校舎増築工事、豊坂小学校校舎増築工事、岩堀住民広場整備事業、道路新設改良事業（町道芦谷1号線ほか）、消防用自動車整備事業等であります。

物件費・維持補修費・補助費等その他の経費の合計は、対前年度1億6,720万3,000円減、同1.8%減の総額92億1,049万1,000円であります。主なものといたしましては、物件費においてはふるさと寄附業務に係る委託料、その他各種事務委託料や物品の購入経費、維持補修費においては小中学校や各種公共施設の修繕費、補助費等においては新エネルギーシステム設置費補助金や各種団体等への補助金や負担金、そのほかに特別会計への操出金などあります。

以上が、令和5年度一般会計予算の概要であります。

施政方針

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延の始まりから3年。この間、急激な物価高騰にも見舞われ、私たちの生活は本当に大きな影響を受けました。これまでと違う暮らし方への移り変わりに対しては、町民の皆様と力を合わせて乗り越えてきました。この経験はきっと、未来を拓く力になると考えています。

令和5年度は、コロナ後の新しい社会を切り拓き、安全・安心な未来に向かって、積極的に各種事業を展開してまいります。一般会計の予算規模は過去最大の200億7,000万円としました。税収は町を支える要の財源として堅調な収入を見込んでおります。近年の重要な財源となっているふるさと寄附金につきましては、新たな事業者や新たなお礼の品を開拓し、町内事業者に広く経済効果が波及するように努めるとともに、効果的な事業達成を推進してまいります。

歳出におきましては、①災害への備え ②少子化への備え ③高齢化への備え ④人口減少への備え ⑤ニューノーマル～新しい生き方、新しい働き方～への備え ⑥生活安定への備え、これら6つの備えに重点的に取り組み、自然環境を大切に育みながら、コミュニティ、福祉医療、農業、林業などの多様な分野において、デジタル活用の挑戦を推進していく考えであります。

本町のまちづくりの基本指針であります第6次幸田町総合計画の基本理念「人と自然と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に、将来像として掲げた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。町民の皆様と一緒に、「備えて守る、拓く、つながるまちづくり～一步踏み出す新しいまちへの挑戦～」の決意をもって、推進してまいりたいと考えております。

第1に、安全・安心 いのちと暮らしを守るぞ

安全・安心施策につきましては、近年、全国各地で発生している大規模災害を教訓に、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。安全テラスセンター24を初めとした、24時間、まちの安全・安心を見守る体制を推進し、防災・減災の啓発・普及活動、防災教育等を通じて、災害に強いひとづくりに努めてまいります。また、近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震を始めとする大規模災害に備え、基幹的避難所においては

マンホールトイレ整備等を進めるなどして事前対策をとり、災害時には応急・復旧業務を適切かつ迅速に実施できるように、業務継続力の向上に努めてまいります。その他、民間木造住宅耐震改修費補助を始めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。

交通安全施策につきましては、地域や企業の皆さんの協力を得て、四季の交通安全運動とともに、歩行者と運転手の交通マナー向上を目指し、「止まってくれて、ありがとう！」をスローガンに掲げ、交通安全啓発活動を展開してまいります。近年多発する自転車での交通事故に対しては、ヘルメット購入費補助制度を継続して事故防止と被害軽減を図ります。また、通学路交通安全プログラムによる通学路の安全点検を引き続き実施し、子どもたちの安全確保に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察、地域、学校、防犯ボランティア等の関係団体との連携を強化し、効果的な啓発活動を行ってまいります。防犯カメラの設置は、犯罪抑止効果を期待できることから、迅速に整備を進めてまいりました。今後は、各区の要望や実情に応じて設置してまいります。また、全国的に多発している特殊詐欺被害に対し、電話機への特殊詐欺対策装置の普及を目的とした補助金制度を継続するなど、高齢者を狙った特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

消費生活の安定向上につきましては、インターネットやSNSの普及による多岐にわたる消費者トラブルに対しまして、引き続き相談体制の充実と未然防止に向けた啓発に努めてまいります。

将来人口5万人を見据えたまちづくりを進めていくとともに、三ヶ根駅のバリアフリー化の推進及び三ヶ根駅周辺のまちづくりを引き続き調査・研究してまいります。

便利で快適な生活をする上で、道路・公共交通・公園・区画整理・上下水道等の生活基盤の整備充実、まちづくりの基本となるものであります。

道路整備につきましては、町民の生活に密着した集落内道路の整備を実施するとともに、橋梁点検を引き続き実施し、適正な橋梁の管理に努めてまいります。また、愛知県が実施する拾石川と広田川の改修及び菱池遊水地事業等の推進を図り、河川の安全性の向上に努めてまいります。

公共交通対策につきましては、都市交通マスタープランに基づき、「藤田医科大学岡崎医療センター」への藤田乗合直行タクシーと、地域から町内への各施設へ気軽に出かけられるようにするためのデマンド型交通（乗合タクシー）チョイソコこうたの社会実験を引き続き行い、さらに令和4年7月に設置した地域公共交通会議において、本町の公共交通の在り方について検討してまいります。また、自動走行やAI、IoT等の新技術の活用についても検討してまいります。コミュニティバス（えこたんバス）につきましても、誰もが気軽に利用できる移動手段及び児童のためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活の中において重要な町民の交通手段となるよう利用サービスの向上に努めてまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、幸田中央公園の再整備、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、新規地区である荻谷地区の事業化を進めてまいり

ます。また、幸田駅前地区は、年度内に換地処分公告を行い事業完了を予定しています。

安全安心なまちづくりと住環境の整備を進める上で、上下水道は、町民の日常生活に密着した重要度の高いインフラであります。

上水道につきましては、災害時における水の確保を図るため、避難所等の重要給水施設へ至る管路の耐震化に取り組んでまいります。また、配水管等の水道施設の老朽化に対しては、中長期的な計画に基づいた整備・更新を着実に進め、安全、強じん、持続可能な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、良好な住環境を保全し続けるために、健全で持続可能な下水道経営を目指し、下水道事業会計に続き、農業集落排水事業特別会計についても、公営企業会計への移行を進めてまいります。さらに、効率的に汚水処理を行うため、農業集落排水を公共下水道に接続する事業にも取り組んでまいります。

農業や地域の安全を守る防災・減災事業として、排水機場の更新やため池の耐震改修を県営土地改良事業により進めてまいります。

消防・救急体制につきましては、資機材搬送車と災害対応特殊救急自動車を消防整備基本計画に基づき整備します。併せて、安全運転管理や各種専門教育により質と技術の高い現場活動に努めてまいります。また、近年の多様な災害に対応するためドローンを整備するとともに、運用可能な人材の養成を図ってまいります。

消防施設につきましては、現在の消防庁舎が平成17年に移転した当時と比べ、手狭になった車庫、不足する備蓄スペースなどに加え、安全テラスセンター24の機能拡張のため、現車庫棟の北側へ増築する計画を進めるとともに、南海トラフ地震や大規模災害に備えた防災備蓄品と災害対応資機材を整備してまいります。また、消防団詰所の借地解消、備蓄飲料水を始め備蓄物品の適正な保管とともに、既存防災倉庫の老朽化対策の整備を進めるため、新たな消防施設の設計及び用地の先行取得を行ってまいります。

歴史ある幸田町消防団につきましては、消火はもとより応急手当てに関しても講習会や訓練を通じて知識と技術を高め、地域防災のさらなる向上と消防団員の処遇改善を進め、団員の確保にも努めてまいります。また、各消防団詰所に女性用トイレと空調機を順次設置し、男女ともに活動できる環境整備を行ってまいります。

第2に、環境 自然豊かに美しく

地球温暖化問題や不法投棄等による生活環境の悪化は、地球全体の課題であり、地域全体で取り組まなければならない課題となっております。

3月に新たに策定される「第2次幸田町環境基本計画」に基づき、本町における環境の保全と創造に関する施策を積極的に展開してまいります。

地球温暖化対策としましては、2050年までにカーボンニュートラルを目指すという国の方針のもとに、本町においても2050年をめどに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「幸田町ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

具体的な取組としましては、一般家庭向けの新エネルギーシステム導入に対する補助と環境に優しい次世代自動車の導入に対する補助の拡充を図ります。また、新たに省エネ家電を積極的に導入する世帯を応援するための補助制度を実施することにより、地域による再生可能エネルギーの利用促進と温室効果ガスの排出量削減に寄与する施策の一

層の推進を図ってまいります。

不法投棄対策としましては、ごみステーションにおける不適切排出や林道等の不法投棄の抑止のため、クリーンパトロール活動の強化、ごみ出しマナー向上カメラの設置、ごみ出しルールの徹底などに努めてまいります。

ごみ問題への対応につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」の改定を進めます。改定後の計画は、「食品ロス削減推進計画」としても位置づけられ、フードドライブを始めとした食品ロス削減のための取組も充実させながら、今後もさらなるごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会の形成を推進してまいります。岡崎、西尾、幸田の2市1町で協議を進めております広域ごみ処理施設の建設につきましては、両市と引き続き連携し、令和12年度の供用開始を目標に進めてまいります。

自然観察会、環境学習講座、生態系を保つための活動等を通じて、子どもからお年寄りまで幅広く、環境保全やごみの減量化・資源化に対する意識の高揚を図り、環境分野におけるSDGsの目標達成に向けた機運の醸成に努めてまいります。

第3に、産業振興 幸田から全国へ世界へ

農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化に加え、近年の燃油や資材等の高騰により経営は、ますます厳しさを増しております。農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるよう支援を行ってまいります。近年、農地関連法の改正に伴い、農地に対しての意識や考え方も変化しております。それに伴い、将来を見据えた土地利用や整備についても検討してまいります。また、農地集積事業として農業経営基盤強化法による農地集積や農地中間管理事業にも引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用を支援してまいります。さらに、緑のふるさと協力隊事業を引き続き実施するなど、新規就農者支援や担い手育成についても、町・JA・地域等が一体となって農業振興を推進してまいります。また、特産筆柿産地持続化支援事業として、特産である筆柿の産地として持続していくために必要な支援も引き続き実施してまいります。

特産物の販売促進につきましては、第4次食育推進計画により、食育・地産地消事業を推進するとともに、産業まつりなどのイベントにおける特産物の宣伝やPRの実施、安全で安心な農産物の提供、そして産地ブランドの確立に努めてまいります。

近年では、地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が、特に注目されています。これまで以上に農業団体等と連携するとともに、新たな商品の開発等のため具体的な方策を行ってまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」につきましては、国道23号に接続している立地条件を生かし、町内外から地域振興施設を訪れる方々に、四季を通じて出荷される地域の特産農作物や加工品を提供していきます。また、情報発信の拠点施設として、地域の文化、歴史、名所や特産物等、幅広い分野で本町の魅力を発信していくとともに、利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供し、災害時には防災機能を発揮できる施設としての取組も行ってまいります。

鳥獣害対策につきましては、国の補助事業で設置した柵の維持管理を地域組織の協力を得て実施してまいります。また、農作物被害を防止するための個々の侵入防止対策補助やイノシシ等の捕獲等の事業につきましても引き続き実施してまいります。

畜産振興につきましては、CSF（豚熱）を始めとした家畜伝染病に対する防疫体制整備等、各種事業の実施に努めてまいります。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するための地域活動や施設等の長寿命化を図る対策として、多面的機能支払交付金制度を引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、緑化推進を図るとともに、林道の維持補修の継続や林道一之小屋線の整備を進め、安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

商工振興につきましては、金融機関への小規模企業等振興資金の預託や中小企業等への信用保証料補助を継続してまいります。また、本町で創業を目指す新規事業者に対し、商工会や金融機関と連携して支援をしてまいります。

地元商工業者の活性化の推進につきましては、特産物を活用し開発したグルメ新メニューの商品化や販路拡大等を支援し、各種イベントでの出展PR等に努めてまいります。

観光につきましては、幸田町の自然豊かな環境、その自然を生かした観光イベントの宣伝等に努めてまいります。また、本町のさらなる知名度アップや誘客の向上を目的として、ロケツーリズム事業を推進し、ドラマや映画のロケ誘致等に取り組み、同時におもてなしロケ弁を始め、地元の特産物を活用した幸田町PR活動についても、積極的に取り組んでまいります。さらに、令和5年1月からNHK大河ドラマ「どうする家康」の放送が始まり、愛知県そして、特にこの三河地域が全国的に大きく注目されていることから、本町ゆかりの武将等を活用した観光客の誘客、地域の活性化に取り組んでまいります。

企業立地につきましては、幸田ものづくり研究センターで実施しているサイエンスコミュニティ事業やデジタル推進事業等を通じてものづくり人材の育成を進めてまいります。また、令和8年3月完了予定となっている幸田須美地区工業団地造成事業を、引き続き愛知県企業庁と進めるとともに、新たな工業団地の開発を推進し、積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。そのほか、拡大工業地区における民間開発事業においても、迅速に企業立地が進むよう、積極的に支援を行ってまいります。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、第2期総合戦略のもと、スローガンである『幸田町の体力（産業力）増進と魅力発信により、第3子が安心して産める「なめらかなまちづくり」』の実現に向け取り組んでまいります。

第4に、健康・福祉 お年寄りまでみんなが元気

予防接種事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種を始めとした各種予防接種を希望する方に安全に接種できるよう、関係機関の協力を得て、速やかに進めてまいります。また、子ども、高齢者の定期予防接種を推進するとともに、新たに50歳以上の希望者に対し、带状疱疹ワクチン予防接種の一部費用助成を開始してまいります。

救急医療対策につきましては、医療圏の救急医療体制の充実のため、関係機関との連携を強化してまいります。

健康の町推進事業につきましては、「第2次健康こうた21計画中間評価改訂版」に基づき、町民の健康寿命の延伸に向け取り組んでまいります。

健康増進事業につきましては、人間ドック・住民健診、がん検診を推進し、コロナ禍で受診控えのないよう、引き続き受診勧奨にも力を入れてまいります。また、健康寿命の延伸を目指し、働き盛り世代への健康の保持・増進にも努めてまいります。

母子保健事業につきましては、母子健康手帳の交付をはじめ、妊婦健診・乳幼児健診、各種相談、訪問事業を継続してまいります。また、新たに出産・子育て応援事業と低所得者に対し初回産科受診支援に取り組んでまいります。

保健センター管理運営事業につきましては、建設から38年経過していることから、屋上防水工事を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして実施しています1人当たり5万円の新生児特別給付金につきましては、1年間の延長をして実施してまいります。

児童福祉につきましては、令和2年度から5年間の本町の取組や施策を定めた「第2期幸田町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子どもや子育てに関わるサービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。その一つといたしまして、子育て世帯の家事に係る負担軽減を図るため、新たに子育て応援・家事サポート事業を進めてまいります。

保育所につきましては、子育て世帯の家計負担の軽減を図るため、新たに町立保育園、認定こども園、幼稚園等の給食主食費無償化を進めてまいります。また、令和4年度に引き続き、坂崎保育園の大規模改修工事を行うことにより、施設の長寿命化を図りますとともに、菱池保育園と幸田保育園で実施してまいりました外国人事務補助員派遣業務を全園に拡大し、保育園での生活の中で子どもたちに外国人と触れ合う機会を提供しつつ、保育士の業務軽減を図ってまいります。

児童館建設につきましては、坂崎学区におきまして、基本設計業務を進めてまいります。また、幸田学区におきましても、引き続き用地選定に努めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、児童クラブのICT化を進めることにより、業務の効率化を図ってまいります。

住民広場につきましては、令和6年度の供用開始に向け、岩堀住民広場の用地取得と整備工事を進めてまいります。

障がい者及び障がい児福祉につきましては、障がいがあってもその人の持つ能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことができるよう第5次幸田町障がい者計画、第7期幸田町障がい福祉計画及び第3期幸田町障がい児福祉計画を策定し、福祉サービスの充実を行ってまいります。

発達に心配のある子に対しましては、相談、医療及び支援を総合的に提供していくため、岡崎市こども発達センターと連携したサービス提供に努めてまいります。

障がい者の就労につきましては、農業分野での就労を通じ、自信や生きがいを持って社会参画ができるよう、農福連携を推進してまいります。

聴覚・言語等の障がいの方に対しましては、手話言語条例制定に伴い、手話が言語であることについて、周知に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを地域介護の中核拠点として、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援、要介護状態の重度化防止のための体制づくりとして、この4月から新事務所で本

稼働となる南部地域包括支援センターを始め町内3カ所の地域包括支援センターが様々な支援を行うことにより、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築及び深化に向けた事業展開の充実に努めてまいります。また、認知症高齢者の早期診断・早期対応、賠償責任リスクに備えた支援体制の活用を進めるとともに、見守りネットワークの協力事業者や地域住民に加え、冷蔵庫の開閉を感知するセンサーの設置等、見守り事業の強化に努めてまいります。在宅高齢者の外出支援タクシー利用券のデジタル化に向けた実証調査を行い、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、在宅で介護する家族に対し、その生活・暮らしを支援するため、同一世帯当たり一回に限り5万円の在宅介護支援交付金を交付してまいります。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想事業につきましては、町の地域包括ケアシステムの基盤を整備し、地域共生社会の推進につなげるため、介護老人保健施設の誘致とともに、重層的支援体制整備に伴う地域生活支援拠点整備等の充実に努めるため「愛厚藤川の里」の移転整備を推進してまいります。

高齢者の就業活動、創造活動及び地域交流による生きがい推進の場である高齢者生きがいセンターにつきましては、大草広野地区への移転・拡充を中心とした施設整備を推進してまいります。

幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターを活用し、働きたい、活躍したい高齢者の方々のニーズ調査と、知識や技術等のスキルアップの機会を設け、企業や地域とのマッチング、活躍できる場づくりなど、高齢者の方々が地域や社会とつながり、生きがいを持って活躍できる町を目指します

福祉医療につきましては、令和5年1月から高校生世代までの通院費の助成を拡大しており、また、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、教育・文化 きたえよう！こころとからだ

学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、これからの社会を力強く生き抜くために、豊かな心と確かな学力、丈夫な体をバランスよく鍛えるための環境を整え、心身ともに健やかな子どもたちの育成を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

日本語指導、授業担当教員及び介護補助職員などを配置し、子どもたちへの学習支援の充実に努めるとともに、スクールサポートスタッフ、教員補助員などの配置及び休日における中学校、部活動の地域移行に向けた部活動外部指導員の配置を進め、教員への支援を図り、きめ細やかな対応に努めてまいります。

また、GIGAスクール構想による1人1台タブレット端末の整備サポートとなるICT支援員の配置など、学習支援の充実に努めてまいります。

経済的な困難のある児童生徒に対する就学援助制度と、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育就学奨励制度では、給食費、学用品費、オンライン学習通信費、修学旅行費及び中学生の部活動費等を支給することで、本町の子どもたちの就学援助をさらに進め

てまいります。

近年、全国的にも本町においても不登校傾向にある子どもたちが増加しており、家庭環境問題に対し子どもたちや保護者を支えるため、スクールソーシャルワーカーや教育相談室の充実を図るとともに、新たに児童生徒心の支援員を配置し、安心して相談できるような体制づくりをしていきます。

学校施設の整備につきましては、学校長寿命化計画に基づき計画的に維持補修を行ってまいります。また、学校照明のLED化を始めとする学校設備環境の向上を進めてまいります。

また、児童数増加及び35人学級への対応といたしまして、校舎増築整備を行ってまいります。深溝小学校においては令和5年度から令和6年度にかけて、豊坂小学校においては令和5年度中に増築工事を行ってまいります。

給食センターの運営につきましては、行事食、郷土食を取り入れた魅力ある献立の作成に心掛け、地産地消の推進、衛生管理の徹底を図るとともに、中学校用の給食食器を小学校と同じく樹脂製食器に更新し、安全安心でおいしい給食を提供できるように努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが小さなお子さんからお年寄りまであらゆる世代の方たちに広がるよう、学習の場と機会を提供していくことにより、学習意欲が向上し、そして健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

本町を代表するイベントであります夏の「こうた夏まつり」や、冬の「こうた凧揚げまつり」などのライフサークル事業を中心に、「心豊かで笑いと楽しさあふれる町づくり運動」を推進し、人と人とのつながり・親睦が深められるよう努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、所有者と連携しながら、町内の文化財の保護に努めてまいります。また、国史跡島原藩主深溝松平家墓所の保存・整備を引き続き計画的に進めるとともに、他市町との交流を深める取組を通し、歴史と文化の交流を継続してまいります。

文化の中心拠点となっているハピネス・ヒル・幸田や生涯学習の拠点となる中央公民館、さくら会館を始めとする社会教育施設につきましては、町民のふれあいの場として、そして本町で多くの人が文化芸術にふれることができるよう諸施策の推進を図るとともに、快適で安心して利用できる施設となるよう管理運営に努めてまいります。特に本町の象徴的な施設ともいえる町民会館及び図書館につきましては、開館から25年以上が経過し、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、図書館の外壁及び屋上防水工事など、施設の長寿命化を図るための改修工事を、引き続き計画的に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダー等との連携を図り、スポーツイベントやスポーツ教室を開催し、町民がスポーツを通して地域の絆を深め、心と体の健康増進ができる機会づくりに努めてまいります。また、各地域で行われるスポーツ活動の支援やスポーツ指導者の発掘・育成にも努め、地域コミュニティの醸成に寄与してまいります。幸田町民プールにつきましては、令和3

年4月にリニューアルオープンし、安全安心に快適に利用できる施設となりましたが、まだまだ湿気に対する対策が不十分であることから、建築的な側面及び設備的な側面から実施した調査結果に基づき、令和5年度は外壁及び防水工事を実施し、有効な対策につなげてまいります。

その他の社会体育施設につきましては、坂崎運動場周辺の排水対策を始め施設の維持管理など、安心してスポーツができる環境整備に努めてまいります。

令和5年度新規事業としまして、新郷土博物館建設に向けて、建物の規模や収蔵物の選定など事業化に向けて有識者会議等に諮りながら内容の検討を進め、基本構想及び計画策定を推進してまいります。

ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、協働・参画 みんなのちからで続くまち

町民の皆様とともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、限りある財源の中で施策の優先順位を考え、最少の経費で最大の効果をあげられるよう取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次幸田町総合計画の実施計画により進めてまいります。将来を見据えた事業は、時期を逸することなく、かつ、確実に実行することが重要であるため、各事業の実施に当たっては、補助金その他の財源の積極的な確保に努めてまいります。特に、ふるさと納税につきましては、幸田町の魅力発信との相乗による効果的な事業達成を推進してまいります。基金の繰入れや起債の扱いにつきましては、後年度負担を慎重に検討した上で、計画的に運用してまいります。

公共施設の管理運営におきましては、施設の安定的な存立基盤の確保とともに、将来にわたる財政負担の軽減を図るため、借地の解消に鋭意取り組んでまいります。また、役場庁舎の長寿命化を踏まえ、空気調和機更新工事等に取り組み、引き続きバリアフリーや感染症対策にも配慮して、安心して快適に御利用いただける庁舎環境の整備を図ってまいります。公用自動車におきましては、「幸田町ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえ、財政状況や更新基準を照らし合わせ、環境に優しい公用自動車の計画的な更新に努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、令和5年度に策定する第3次男女共同参画推進プランに基づき、多様性を尊重し、誰もが活躍できる社会づくりを進めてまいります。

地域活動の推進につきましては、地域のコミュニティ活動の充実を図るため、従来から行っておりました各区の活動費及び活動の拠点となる施設の維持・修繕等に対する補助を拡大して行っていきます。また、久保田コミュニティホームにおきましては、高齢者や身体に障がいを持つ方の不自由を解消するため、便所の移設を始めとする大幅な改修を行います。

現在建設中の幸田南部まちづくり交流拠点施設におきましては、停電時における非常用電力の供給を可能とし、特に、避難所としての利用時において、持続的な避難所運営に資するべく、太陽光発電設備の整備を行ってまいります。

多文化共生の推進につきましては、多文化共生拠点施設を活用し、多言語対応のほか、優しい日本語の普及に努め、外国籍町民にも住みやすいまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、消防指令業務の共同運用や斎場等の運営を始め、近隣市と積極的に協力体制を整え、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。

また、令和4年度に姉妹都市提携5周年を迎えました島原市との友好交流を推進するとともに、令和2年度に締結いたしました三河町村広域交流協定に基づき、東三河3町村との交流、連携を進め、町内外に本町の魅力を発信するプロモーション活動に取り組んでまいります。

情報発信と管理、住民の行政手続などにつきましては、新型コロナウイルス対応において、地方自治体のデジタル化に対して様々な課題が明らかになったことから、デジタル化に対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタルを活用し、変革していくDXが求められています。国が発出した「自治体DX推進計画」に基づき、業務改善を着実に推進し、本町のデジタル化推進により、町民の利便性向上や職員の働き方改革につなげることを確保するとともに、強固なセキュリティ対策に取り組んでまいります。

住民窓口サービスにつきましては、ワンストップサービスの実施により、役場での滞在時間の短縮に努めておりますが、役場の閉庁時でも手軽に住民票等の証明書を取得できるコンビニ交付サービスなどを含めて、町民の利便性の向上を図ってまいります。

効率的で健全な行財政につきましては、令和5年度からスタートする第13次行政改革大綱に基づき、計画的に行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスのさらなる向上に努め、行政手続のオンライン化を推進してまいります。人員配置につきましては、重点施策に対しては優先配置をしつつ、多種多様化する行政需要に対処すべく、国・県等への派遣を含め職員の資質向上を図り、最大の効果が得られるよう研修事業を充実させながら努めてまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。安全・安心な未来に向かって、次世代につなぐまちづくりを進め、「みんなで作る元気な幸田」の実現に向けて、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に提案をいたしました全ての議案が円滑に審議され、御可決承認賜りますようお願いを申し上げ、令和5年度の予算の大要と施政方針といたします。

よろしくお願い致します。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5

○議長（足立初雄君） 日程第 5、議員提出議案第 1 号 幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び委員会提出議案第 1 号 幸田町議会基本条例の制定について、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

まず、議員提出議案第 1 号について説明を求めます。

13 番、笹野君。

〔13 番 笹野康男君 登壇〕

○13 番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案の趣旨説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

議員提出議案第 1 号 幸田町議会の個人情報に関する条例の制定について

幸田町議会、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり、幸田町議会の個人情報の保護に関する条例（案）を、所定の賛成者とともに連署し、提出します。

令和 5 年 2 月 28 日

提出者	幸田町議会議員	笹野康男
賛成者	幸田町議会議員	水野千代子
	〃	田鏡毅
	〃	鈴木久夫
	〃	黒木一
	〃	丸山千代子
	〃	稲吉照夫
	〃	杉浦あきら

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、議会における個人情報の保護に関する制度を定めるため、必要があるからであります。

2 ページをお願いします。

提出議案の概要及び趣旨について申し述べます。

令和 3 年 5 月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、幸田町議会においても、改正後の法律により、全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、同法は、原則として議会は適用除外となっております。令和 5 年 4 月に改正後の個人情報保護法が施行されますと、現行の幸田町個人情報保護条例は廃止となります。現行の条例で議会も含まれておりましたが、幸田町議会としても、引き続き個人情報の適正な取扱いを確保する必要があるため、幸田町議会独自の個人情報の保護に関する条例を制定し、次のとおり定めます。

町民が行う開示等の手続や個人情報の適正な取扱いについての変更はありません。

現行条例と同等の個人情報の保護水準を確保します。

保有個人情報開示請求に係る手数料につきましては、現行条例手数料を無料としているため、新条例でも無料といたします。

また、複写費などの実費相当については、現行条例と同様に負担していただきます。

保有個人情報開示請求の決定期限につきましては、原則、開示請求日から31以内といたします。また、延長が必要な場合は、プラス30日以内といたします。

また、罰則につきましては、正当な理由なく個人情報ファイルを外部に提供したり、職務の用以外に供する目的により個人情報を収集したりした職員及び不正な手段により保有個人情報開示決定を受けた者に対する罰則を現行条例と同様に定めます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日といたします。

なお、条例案全文につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、議員提出議案第1号の趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、委員会提出議案第1号について、説明を求めます。

15番、藤江君

〔15番 藤江 徹君 登壇〕

○15番（藤江 徹君） 改めましておはようございます。

議会基本条例の制定について、議案の趣旨説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

委員会提出議案第1号 幸田町議会基本条例の制定について

幸田町議会 会議規則第14条第3項の規定により、次のとおり、幸田町議会基本条例（案）を提出する。

令和5年2月28日

提出者 議会基本条例制定特別委員会 委員長 藤江 徹

提案理由

幸田町議会の組織及び運営の方針と、基本的ルールを定めるため、必要であるからであります。

ここで、議案提出に至るまでの経緯の概要を申し上げます。

平成31年4月の統一地方選挙における幸田町議会議員選挙で、1人の欠員が生じました。議員の成り手不足解消に向け、令和2年度から自由な意見交換を旨としたフリートーク会を毎月開催し、議論を深めてまいりました。テーマは成り手不足から始まりましたが、議会・議員とはどうあるべきか、開かれた議会の在り方などにテーマが広がり、本町議会にも議会基本条例が必要であるとの結論に至りました。そこで、令和4年6月24日に議会基本条例制定特別委員会を設置し、毎月、条例の制定に向け議論を重ねてまいりました。令和4年11月24日には全議員に向けて、条例案の説明会を開催し、理解を深めてまいりました。

次に、提出議案の趣旨について申し述べます。

2ページをお願いいたします。

本条例案は、前文、本文18条及び附則で構成されております。

本文のうち、主な点を申し上げます。

第1条の目的を初めとして、第2条から第7条では、議会・議員の責務と活動原則を規定しており、議員間での自由な討議を積極的に行うことを明記しております。

第8条から第13条では、町民・町長等と議会の関係を規定しており、第11条では町長等から提案される政策等について、議会における論点を明確にし、議会審議の水準を高めるために、町長等に対して、説明を求めることができることを定めました。また、第12条では、一般質問、議案質疑及び委員会における質疑については、質問と答弁の正確性を高め、論点や争点が明確になるよう、一問一答方式で行うことを定めました。

第14条から第16条では、議会の機能強化、議員の政治倫理及び災害が発生した場合でも議会機能を維持させることを定め、第17条及び第18条では、本条例に対する議会の最高規範的位置づけと、毎年度の目標達成の検証と見直し手続を規定しております。

最後に、附則では、令和5年4月1日の施行を規定しています。

本条例案は、議会の組織及び運営の方針と基本的ルールを定めたものであり、幸田町議会、幸田町議会議員の決意表明でもあります。この条例を制定することが、本町議会において、議会改革の第一歩となるとともに、今後は、本条例の精神に基づきさらなる改革が図られるものと確信し、本日この条例案を提案いたします。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。委員会提出議案第1号の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

[15番 藤江 徹君 降壇]

○議長（足立初雄君） 趣旨説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案2件について、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

初めに、議員提出議案第1号について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、委員会提出議案第1号について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、委員会提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員

会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、ただいま議題となっております2議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

5番、伊澤君。

[5番 伊澤伸一君 登壇]

○5番(伊澤伸一君) それでは、委員会提出議案第1号について、賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

この条例につきましては、第2条で議会の責務が明確に定められております。町民の信託に基づく、町民の代表機関としての役割を認識し、町の重要な施策決定を行うとともに、町長その他の執行機関の事務の執行の監視及び評価を行わなければならないという義務が課せられております。これは、議会のあるべき姿として明確に示されたもので、私は高く評価をいたします。

さらに、第11条で、町長等に対する政策等の形成過程の説明が規定をされております。政策等の背景と提案に至るまでの経緯、他の自治体との政策等の比較、町の総合計画との整合性、法令・条例等の関係、さらに財源措置、将来にわたるコスト計算等が説明を求めることができるとなっております。これは事業を進める上で、議会人として当然議案の審査に当たって持つておらなければならない、そういうことだと思います。その点で、私はこの条例案が、このとおり、目的どおりちゃんと遂行されますように祈念をいたしまして、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

[5番 伊澤伸一君 降壇]

○議長(足立初雄君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず議員提出議案第1号 幸田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、委員会提出議案第1号 幸田町議会基本条例の制定についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、委員会提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

日程第6

○議長（足立初雄君） 日程第6、特別委員会の廃止を議題といたします。

お諮りいたします。

令和4年6月24日設置の議会基本条例制定特別委員会について、付議事件の審議が終了いたしましたので、本日をもって廃止したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議会基本条例制定特別委員会は、本日をもって廃止することに決しました。

日程第7

○議長（足立初雄君） 日程第7、第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定を準用して、教育長の退席を求めます。

（教育長 退席）

○議長（足立初雄君） 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてであります。

議案関係資料は、1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、池田和博現教育長が、令和5年3月31日をもって任期満了になることに伴い、任命する必要があるからであります。

議案書2ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございますが、現教育長であります池田和博氏、58歳を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年4月1日から3年間です。

池田氏につきましては、大学卒業後、35年にわたる教職員としての経験と令和4年4月1日から、小野伸之教育長の残任期間を引き継ぐ形で教育長に就任し、この1年間本町教育行政を推進してきた実績から、適任者であると考えております。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についての質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております第1号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、教育長の入場を求めます。

（教育長 入室）

○議長（足立初雄君） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○議長（足立初雄君） ただいま、同意されました教育長から御挨拶をいただきます。

教育長。

〔教育長 池田和博君 登壇〕

○教育長（池田和博君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま、議員の皆様の御同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

教育長に就任して、1年近くが過ぎました。この1年の経験を生かしつつ、新たな気持ちで取り組む覚悟であります。

教育にも不易と流行がございます。いつの時代の教育でも変わらないのは、豊かな心の育成であります。一方で、新たな教育施策が次から次へと打ち出されております。不易を大切にしつつ、新たな教育施策を推進して、幸田町の児童生徒の学校生活が充実するように努めてまいります。

とりわけ不登校対策は重要であると考えております。一人一人の子どもたちが、明るく元気に学校生活を送ることができるようにすることが何より大切なことだと心得ております。

また、あらゆる世代の町民の皆様の生きがいがいづくりにつながる施策につきましても積極的に推進してまいります。

議員の皆様には、これまでどおり、御指導、御支援を賜ることをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔教育長 池田和博君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8

○議長（足立初雄君） 日程第8、第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命について、第3号議案 幸田町監査委員の選任について、第4号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についての3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書 3 ページをお開きください。

第 2 号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてであります。

議案関係資料は、3 ページ及び 4 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 5 項の規定により、児童生徒の保護者代表として任命されている立花千加子委員が、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了になることに伴い、その後任の委員を任命する必要があるからであります。

議案書 4 ページを御覧いただきたいと思ひます。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、穂吉沙織氏、45 歳を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和 5 年 4 月 1 日から 4 年間であります。

就任時点におきましては、高校 1 年生と中学 2 年生の保護者であります。穂吉氏につきましては、短期大学卒業後、地元信用金庫に就職され、2 児の母親として子育てをしながら、今日までお勤めでございます。令和 4 年度におきましては、北部中学校 P T A の幹事であられる御主人と共に積極的に活動されておられます。また、学校教育におきましては、特別支援教育に関心がおありとのこと。お人柄も高潔にして温厚であり、中高生の母親として、保護者目線から本町の学校教育、生涯学習、あるいは子育て支援について忌憚のない御意見をいただき、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として適任者であると考えております。

続きまして、議案書 5 ページをお開きいただきたいと思ひます。

第 3 号議案 幸田町監査委員の選任についてであります。

議案関係資料は、5 ページ及び 6 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案理由といたしましては、山下力委員が令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了になることに伴い、その後任の監査委員を選任する必要があるからであります。

議案書 6 ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、大浦裕氏 69 歳を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和 5 年 4 月 1 日から 4 年間であります。

大浦氏につきましては、大学卒業後、地元都市銀行に就職され、40 年以上にわたり金融、経理業務に携わってみえ、その御経験を生かし、令和 3 年からは保険業を営んでおられます。また、令和 2 年度には区長も務められました。地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し深い見識を有する方であり、適任者であると

考えております。

続きまして、議案書7ページをお開きいただきたいと思えます。

第4号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

議案関係資料は、7ページ及び8ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、本多太三委員が令和5年3月31日をもって辞職することに伴い、地方税法第423条第4項の規定により、その後任の補欠委員を選任する必要があるからであります。

議案書8ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、池田盛彦氏71歳を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、前任者の残任期間である令和5年4月1日から令和6年12月31日までであります。

池田氏につきましては、大学卒業後、民間企業に就職され、定年退職後、平成24年からは特定非営利活動法人岡崎まち育てセンターで8年余り勤められました。また、令和元年から4年にかけては民生委員、児童委員を、令和4年度には区長として地域の自治にも貢献されておられます。池田氏は、地域での信望も厚く、公正中立な判断ができ、民間企業及びNPO法人で長年勤められた幅広い見識、並びに区長等として蓄積された経験と知識は、納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において役立つものであり、適任者であると考えております。

以上、人事議案3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についての質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案 幸田町監査委員の選任についての質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についての質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております第2号議案から第4号議案までについて、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、第3号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、第4号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時10分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9

○議長（足立初雄君） 日程第9、第13号議案から第17号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第13号議案から第17号議案までの5件であります。

初めに、第13号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案関係資料は、66ページ及び67ページから83ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億3,568万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億8,884万9,000円とするものであります。

第2条、地方債の補正につきましては、4ページを御覧ください。

第2表 地方債補正のとおり、県営防災ダム事業で4,000万円としておりました起債の限度額を、530万円減額して3,470万円に、県営たん水防除事業で6,300万円としておりました起債の限度額を、2,940万円減額して3,360万円に、道路改築事業で9,500万円としておりました起債の限度額を、4,020万円減額して5,480万円に、消防指令システム共同整備事業で6,700万円としておりました起債の限度額を、2,200万円減額して4,500万円にそれぞれ変更するものであります。これらにつきましては、地方債を財源として予定していましたが各事業が完了し、又は完了の見込みが立ったことによりまして、不用となる金額を減額するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページを御覧ください。

23款法人事業税交付金につきましては、8月期及び12月期の各交付時期の交付金が当初の見込みを上回る水準で交付されましたことから、再度最終の3月期の交付額を前年度実績等から見込み、追加するものであります。

24款地方消費税交付金につきましては、6月期、9月期及び12月期の各交付時期の交付金が当初の見込みを上回る水準で交付されましたことから、再度、最終の3月期の交付額を前年度実績等から見込み、追加するものであります。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、10目民生費国庫負担金におきまして、歳出事業費の確定見込みの状況により、認定こども園等施設型給付費負担金を追加するほか、地域型保育給付費負担金、児童手当負担金、子育てのための施設等利用給付交付金をそれぞれ減額するものであります。また、令和3年度児童手当交付金、交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

15目衛生費国庫負担金におきましては、歳出事業費の確定見込みの状況により、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を減額するものであります。

15項国庫補助金、5目総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものであります。これは新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大や物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に活用することができる交付金について変更決定があったものであります。この追加分につきましては、去る令和4年12月定例会におきまして、予算の新規計上をお認めいただきました児童手当等支給事業における子育て世帯臨時特別給付金給付事業町単分、農業振興一般事業における肥料価格高騰対策事業補助金、及び畜産業振興事業における飼料価格高騰緊急対策事業補助金、並びに令和4年9月定例会におきまして予算の新規計上をお認めいただきました町民会館管理運営事業におけるハッピーネス・ヒル幸田運営補助金の財源として充当するものであります。

10目民生費国庫補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みの状況により、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金給付事業費補助金を減額するものであります。

15目衛生費国庫補助金におきましては、初めに、出産・子育て応援交付金を追加するものであります。出産・子育て応援交付金につきましては、令和4年12月2日に成立しました国の令和4年度補正予算（第2号）におきまして、市町村を実施主体とした妊娠時から出産・子育てまでの伴走型相談支援と10万円の経済的支援との一体的事業に対する交付金制度が創設されたものでありまして、本町におきましては、去る令和4年12月定例会におきまして、関係する予算の新規計上をお認めいただいたところでありまして、補正予算成立後の進捗といたしましては、直ちに事業開始に向けたシステム整備、その他必要手続を進めまして、本年2月1日の事業開始となりました。このたびの補正予算では、経済的支援であります応援給付金の初回交付をいち早く行うための予算を措置することとしまして、その財源となる当該交付金を追加するものであります。なお、当該交付金につきましては、令和4年12月定例会で、事業の開始に向けたシステム整備及びアンケート実施を行う上での財源として御議決をいただいたところでありまして、このうちシステム整備分につきましては、その後の国の方針によって限度額が

設定されたことに伴いまして、その相当額を減額することとし、併せてこのたびの応援給付金分を追加することによって算出しました。差引額についての追加としております。

次に、新型コロナウイルス接種事業費国庫補助金につきましては、歳出事業費の確定見込みの状況により、減額するものであります。

25目土木費国庫補助金におきましては、初めに、道路橋梁費補助金における社会資本整備総合交付金であります。道路新設改良事業及び橋梁整備事業における交付金の決定状況、令和3年度補正予算との二重計上部分の解消等を精査しまして、減額するものであります。

次に、道路更新防災等対策事業費補助金であります。当該補助金の決定通知により、減額するものであります。

10ページを御覧ください。

都市計画費補助金における社会資本整備総合交付金につきましては、当該交付金の対象となります住宅管理一般事業における耐震改修関連補助金の申請状況が当初見込みを下回る見通しでありまして、減額するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの55款国庫支出金、10項国庫負担金と同時に歳出事業費の確定見込みの状況により、認定こども園等施設型給付費負担金を追加するほか、地域型保育給付費負担金、児童手当負担金、子育て支援施設等利用給付費等負担金をそれぞれ減額するものであります。また、令和3年度児童手当交付金交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

15項県補助金、10目総務費県補助金におきましては、元気な愛知の市町村づくり補助金を追加するものであります。元気な愛知の市町村づくり補助金につきましては、市町村等が行う先進的な新規事業やデジタル化、DXを推進するための新規事業に対して交付されるものでありまして、このほど本町で取り組みます企画一般事業におけるひと・しごと交流施設活用事業及び保育園管理一般事業における保育所等の入所受付支援システム構築事業に対して交付決定がありましたので、その合計額を追加し、各事業の財源として充当するものであります。

15目民生費県補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みの状況により、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を減額するものであります。

20目衛生費県補助金におきましては、初めに、歳出事業費の確定見込みの状況により、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金を減額するものであります。

次に、出産・子育て応援事業費交付金につきましては、先ほどの55款国庫支出金、15項国庫補助金における出産・子育て応援交付金と同様に、事業の実施に係る県補助分としまして追加するものであります。

25目農林水産業費県補助金におきましては、当初予定しておりました事業者からの申請について辞退があり、また、被災分に該当する申請もなく、歳出事業費の執行の見込みがなくなりましたことに伴いまして、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の全額を減額するものであります。

35目土木費県補助金におきましては、初めに、市町村土木事業費補助金を新規計上

するものであります。市町村土木事業費補助金につきましては、市町村が行う一般土木事業や都市計画事業等に対して交付されるものでありまして、このほど本町で取り組みます公園一般事業における幸田中央公園整備事業に対し交付決定がありましたので、これを当該事業の財源として充当するものであります。

次に、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金につきましては、当該補助金の対象となります住宅管理一般事業における耐震改修関連補助金の申請状況が、当初見込みを下回る見通しでありまして、減額するものであります。

45目教育費県補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みの状況により、私立幼稚園授業料等軽減補助金を減額するものであります。

50目農林水産業施設災害復旧費県補助金におきましては、令和4年9月に発生しました台風15号による被害につきまして、特に甚大な被災箇所の復旧事業に対し、補助金の交付を受けられる見通しとなりましたので、農業用施設災害復旧費補助金を新規計上するものであります。

12ページを御覧ください。

75款繰入金、10項基金繰入金につきましては、歳出予算における不用額を精査しまして、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。教育施設整備基金繰入金につきましては、当初予定しておりました取崩しを全て取りやめることで、後年に予定される大規模な整備事業の備えとするものであります。新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、当初繰入金を財源として予定していました各事業のうち、母子保健事業における新生児おむつ等購入補助金及び小学校管理一般事業における修学旅行キャンセル料補助金につきましては、歳出事業費の確定見込みの状況から不用額を生ずる見通しとなりましたので、その分に係る取崩しを取りやめるものであります。

85款諸収入につきましては、初めに、蒲郡市幸田町衛生組合返還金であります。蒲郡市幸田町衛生組合におきまして、令和3年度の負担金総額の確定があったことに伴いまして、前年度に支出した負担金の超過分について返還を受けるものとして追加するものであります。

次に、公共補償金であります。今年度、愛知県におきまして、県道蒲郡碧南線の用地取得及び物件補償等に伴う町道の付替えが計画されておりましたが、事業の進捗により今年度での施行が見送られることとなりましたので、計上しておりました全額を減額するものであります。

次に、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金であります。今年度、議会一般事業におきましては、ゼロカーボンシティを見据えまして、議長車の次世代自動車への更新を検討してまいりましたが、昨今の状況によります半導体不足等の影響もあって、納車時期の見通しが一向に立たず、年度内での更新完了が極めて困難な状況となりました。このため、やむを得ず今年度の議長車更新を断念することとしまして、その購入費の財源として計上しておりました当該補助金の全額を減額するものであります。

90款町債につきましては、先ほど地方債の補正において説明をさせていただきましたが、町債を財源として予定していました各事業の完了見込みを精査しまして、不用が

見込まれました部分について減額するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

これから提案をさせていただきます歳出の補正予算は、各款にわたりまして事業が完了し、もしくは完了の見込みが立ったことに伴います不用額の減額補正、もしくは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために中止し、もしくは縮小したことに伴いまして不用になりました事業予算の減額補正、又は国県等支出金の精算に伴う過年度分返還金の予算措置を中心に計上させていただいたものであります。これらにつきましては説明を省略させていただき、主なものについてのみの説明とさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、これは事業完了に伴う不用額の減額と職員手当等に関する配分の調整を行うものであります。詳細につきましては、34ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、こちらにつきましても説明は省略をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、補正予算説明書14ページを御覧ください。

初めに、10款議会費につきましては、議長車更新、次世代自動車に係る経費の全額を減額するものであります。こちらにつきましては、歳入において説明させていただきましたが、今年度ゼロカーボンシティを見据えまして、議長車の次世代自動車への更新を検討してまいりましたが、昨今の情勢による半導体不足等の影響もあって、納車時期の見通しが一向に立たず、年度内での更新完了が極めて困難な状況となりましたため、やむを得ず今年度の議長車更新を断念することとしたものであります。

次に、15款総務費、10項総務管理費、35目財産管理費につきましては、庁舎維持管理事業におきまして、役場庁舎等電気料金を追加するものであります。こちらにつきましては、エネルギー価格の高騰への対応のための予算措置をお願いするものであります。エネルギー価格の高騰に伴います、特に電気料金の予算措置につきましては、先々の必要額を見越すことが極めて困難でありましたので、令和4年9月定例会以降、不足が見込まれた時点において、その都度必要額の追加をお願いしたところであります。この役場庁舎等電気料金につきましても、令和4年9月定例会におきまして予算の追加をお認めいただき、以降の推移を注視してまいりましたが、9月定例会以降の電気料金につきましては、見込みをさらに上回る実績で推移が認められておりまして、不足を生じることが明らかとなりましたため、必要額を追加するものであります。

20ページを御覧ください。

20款民生費、15項児童福祉費、15目児童措置費につきましては、認定こども園等支援事業におきまして、施設型給付費を追加するものであります。こちらにつきましては、今年度対象施設であります幸田みやこ認定こども園におきまして定員増加があり、当該施設の利用者が増加することとなりました。利用動向については注視してまいりましたが、不足を生じることが見込まれる状況となりましたため、必要枠を追加するものであります。

次に、20目児童福祉施設費放課後児童対策事業におきまして、会計年度任用職員報酬を追加するものであります。こちらにつきましては、放課後児童クラブに従事する放

課後対策事業指導員の報酬について措置するものであります。今年度コロナ禍が続く中でありましたけれども、徐々に1日当たりのクラブ利用者数に増加が見られるようになり、これに伴いまして、配置すべき指導員の延べ人数が年間を通じて増加しております。また、指導員の新型コロナワクチン接種後の副反応や感染等による特別休暇取得への対応として、代替指導員の配置をする機会が複数回ありましたので、例年に比べて報酬の必要額が増加する傾向にありました。これらにつきまして、既決の予算において対応するよう運営に努めてまいりましたが、クラブを適切に運営する上で不足を生じることが明らかとなりましたため、必要額を追加するものであります。

22ページを御覧ください。

25款衛生費、10項保健衛生費、15目予防費につきましては、予防接種事業におきまして新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費を減額するものであります。新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和4年度の当初予算編成時におきましては、主に3回目の接種実施を想定し、接種者の延べ人数を約6万人として計上しておりましたが、年間を通しましたところ、令和4年度の接種者は延べ人数で約5万人となる見通しとなりました。これに伴いまして不用額が生じる見込みとなり、これを精査しまして、協力者報償金、消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、ワクチン接種委託料をそれぞれ減額するものであります。

次に、20目母子衛生費、母子保健事業におきまして、初めに、出産・子育て応援事業システム整備委託料を減額するものであります。こちらにつきましては、令和4年度12月定例会における補正予算の成立後、直ちに事業開始に向けたシステム整備に着手し、滞りなく進めているところでありますが、これに関する委託業務につきましては、必要な整備項目の詳細についてを検証し精査しましたことで、当初の見込みよりも安価に契約することができました。これに伴いまして、生じた不用額について減額するものであります。

次に、出産・子育て応援給付金（遡及適用者分）を新規計上するものであります。出産・子育て応援事業につきましては、妊娠時から出産・子育てまでの伴走型相談支援と10万円の経済的支援と一体的に取り組む事業でありまして、歳入において説明をさせていただきましたが、本町では本年2月1日付で事業を開始しました。このたびの補正予算では、経済的支援であります応援給付金の初回交付をいち早く行うための予算措置についてお願いするものであります。今回の応援給付金につきましては、令和4年度中の給付が見込まれます事業開始前のお産者及び母子健康手帳を交付した妊婦を対象としまして、お産者に対しては10万円を、母子健康手帳を交付した妊娠に対しては5万円をそれぞれ届けることとしたものであります。

24ページを御覧ください。

35款農林水産業費、10項農業費、20目農業振興費につきましては、農業振興一般事業におきまして、肥料価格高騰対策事業補助金を減額するものであります。こちらにつきましては、去る令和4年12月定例会におきまして予算の新規計上をお認めいただきましたものでありまして、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加えて、ウクライナ情勢により肥料価格が急騰する状況を考慮しまして、農業経営に及ぼす

影響の緩和策として、農業者の組織する団体に対し肥料コスト増加分の7.5%に相当する額を交付するものであります。この事業につきましては、当初、令和4年6月から10月までの秋越え分としまして購入されました肥料と11月から令和5年5月までの春越え分としまして購入されました肥料の双方を対象とし、国の肥料価格高騰対策事業と歩調を合わせた事業推進を予定していましたが、このほど国から、国における春越え分の支援につきましては令和5年度をもって対応するとの方向性が示されましたことを受けまして、町におきましても令和4年度予算における支援は秋越え分までとし、春越え分に相当する補助金額につきましてはここで減額することとしたものであります。

26ページを御覧いただきたいと思えます。

45款15項道路橋梁費、30目橋梁費につきましては、橋梁整備事業におきまして、維新橋架け替え負担金を追加するものであります。こちらにつきましては、愛知県が事業主体として実施しています一級河川広田川改修工事に伴う維新橋改修工事に係る農業用水管移設工事等について、幸田町が愛知県に対して負担金を支出するものであります。事業の施行に際し急遽追加の土地評価業務の必要が生じたことや、国の補助金交付の状況によって事業規模が当初の見込みを上回って決定されたことによりまして、予算に不足を生じることとなり、必要額を追加するものであります。

28ページを御覧いただきたいと思えます。

55款教育費、15項小学校費につきましては、小学校管理一般事業におきまして修学旅行キャンセル料補助金を減額するものであります。こちらにつきましては、令和4年9月定例会におきまして、予算の新規計上をお認めいただきましたものであります。なお、本年度の修学旅行事業は、計画しました全ての行程を終えることができましたことを御報告いたします。

30ページを御覧ください。

25項社会教育費、10目社会教育総務費につきましては、社会教育総務一般事業におきまして、アニメツーリズムPRイベント事業委託料を減額するものであります。こちらにつきましては、今年度、アニメツーリズム事業の一環としまして、PRイベントの開催を計画しておりましたが、コンテンツ制作の進捗と出演予定者のスケジュール都合により年度内に開催することができなくなったため、やむを得ず今年度の開催を断念することとしたものであります。

以上が、令和4年度幸田町一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

次に、第14号 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の35ページをお開きください。

議案関係資料は、66ページ及び84ページから85ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,063万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,452万8,000円とするものであります。

第2条 地方債の補正につきましては、38ページを御覧ください。

第2表 地方債の補正のとおり、公共用地先行取得等事業におきまして、2億8,380万円としておりました起債の限度額を3,710万円減額し、2億4,670万円とするものであります。大草広野地区福祉施策推進構想の推進のため、今年度この事業用地として供するための一団の土地を公共用地先行取得事業により取得するものとして取り組んでまいりました。各土地等につきましては、条件が整い次第で順次その取得を進めることとし、このうちの大草字広野32番の土地建物につきましては、地権者が当該地で営業を継続していることから、その移転環境が整い次第での取得を計画しました。当初は、年度内での移転完了による速やかな取得を見込んでおりましたが、昨今の情勢による資材調達の困難が影響したことで、地権者の移転先の環境整備に大幅な遅延が生じ、年度内での土地等売買契約の締結及び引き渡し完了が極めて困難な状況となりました。このため、やむを得ず今年度中の当該地の取得を断念することとしまして、その土地取得分の財源として計上しておりました町債の限度額について不用となる部分を減額するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書42ページを御覧ください。

15款繰入金につきましては、先ほど地方債の補正で説明をさせていただきましたが、福祉施策推進構想に関する公共用地先行取得事業のうち、一部につきましては今年度中の執行を断念することに伴いまして、これに係る建物取得分の財源として計上しておりました一般会計繰入金を減額するものであります。

25款諸収入につきましては、芦谷1号線事業の物件移転等の補償費の確定に伴いまして、その財源として計上しておりました土地開発基金借入金に生じた不用額を減額するものであります。

30款町債につきましては、先ほどの地方債の補正で説明させていただきましたとおり、福祉施策推進構想に関する公共用地先行取得事業のうち、一部につきましては今年度中の執行を断念することに伴いまして、これに係る土地取得分の財源として計上しておりました土地取得費を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書44ページを御覧いただきたいと思っております。

10項土地取得費につきましては、福祉施策推進構想におきまして、先行取得事業の一部の断念により公有財産購入費を減額するものであります。また、芦谷1号線事業におきまして、物件移転等補償費の確定に伴いまして、その不用額を減額するものであります。

以上が、令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第15号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算説明書の47ページをお開きください。

議案関係資料は、66ページ及び86ページから87ページまででありますので、併

せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,216万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,237万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、54ページを御覧ください。

40款繰入金につきましては、事業費の確定又は確定見込みにより、一般会計繰入金の内訳を精査しまして、保険基盤安定繰入金、事業費繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は56ページを御覧ください。

15款保険給付費につきましては、事業費の確定見込みの状況によりまして、出産育児一時金を減額するものであります。

27款特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査受診者数が当初見込みを下回る見通しでありまして、特定健康診査等業務委託料を減額するものであります。

30款保険事業費につきましては、特定健診受診率向上事業の委託業務が当初見込みよりも安価に契約することができたことによりまして、委託料を減額するものであります。

以上が、令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第16号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の59ページをお開きください。

議案関係資料は、66ページ及び88ページから89ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,018万7,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、66ページを御覧ください。

10款介護保険料につきましては、保険料収入の確定見込みによりまして、特別徴収保険料を追加し、また、普通徴収保険料を減額するものであります。

20款国庫支出金につきましては、地域支援事業費の確定見込みによりまして、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業を追加するものであります。

25款支払基金交付金につきましては、介護給付費の確定見込みによりまして、介護給付費支払基金交付金を追加するものであります。

30 款県支出金につきましても、歳出事業費の確定見込みによりまして、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業をそれぞれ追加するものであります。

68 ページを御覧ください。

40 款繰入金につきましても、10 項一般会計繰入金におきまして、歳出事業費の確定見込みによりまして、介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業をそれぞれ追加するものであります。

15 款基金繰入金につきましても、介護給付費準備基金繰入金を追加し、収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、70 ページからを御覧ください。

15 款保険給付費につきましても、各事業費の確定見込みの状況を精査しまして、10 項介護サービス等諸費におきまして、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費給付費、居宅介護サービス計画費給付費をそれぞれ追加し、15 項介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費給付費、介護予防住宅改修費給付費、介護予防サービス計画費給付費をそれぞれ追加するものであります。

72 ページを御覧いただきたいと思っております。

20 項高額介護サービス等費につきましても、高額介護サービス給付費を減額し、30 項その他諸費につきましても、審査支払手数料を追加し、40 項特定入所者介護サービス等費につきましても、特定入所者介護サービス給付費を減額するものであります。

35 款の地域支援事業費につきましても、各事業費の確定見込みの状況を精査しまして、総合事業介護予防サービス給付費及び総合事業予防ケアマネジメント給付費をそれぞれ追加するものであります。

以上が、令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第17号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算書の75 ページからをお開きください。

議案関係資料は、66 ページ及び90 ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましても、歳入歳出それぞれ370 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,983 万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書82 ページを御覧ください。

35 款繰入金につきましても、歳入予算の減額に伴いまして、一般会計繰入金370 万円を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は84 ページを御覧ください。

10 款土地区画整理費につきましても、事業の完了見込みによりまして、工事請負費

を減額するものであります。

以上が、令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

以上、第13号議案から第17号議案までの5件の補正予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第13号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第7号）の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） それでは、補正予算、歳入についてお伺いをいたします。

75款繰入金、10項基金繰入金についてお尋ねをいたします。

10目の財政調整基金繰入金は、今回の補正後の予算が1,621万9,000円になっております。年度末の基金の残高は幾らになるのか、まずお答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 財政調整基金の今年度末の見込みですけれども、24億7,777万3,233円を見込んでおります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 多いときと比べると、まだ減ってきているということになるわけがあります。財政の構造論になるかと思うわけでありましてけれども、本町の場合、ふるさと納税が30億あって、それで、職員の多くの方は、幸田町が交付税を頂いていた時代を知らない方が多いと思うんですけれども、交付税を頂けないということは、まあ、リッチな自治体になるわけでありまして。そういうところで、交付税がもらえないだけでなく、30億のふるさと納税の1年間収入がある。それにもかかわらず、この財政調整基金から繰入れを行わなければならない、その主な要因はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 令和4年度におきましては、コロナの感染症のワクチンの接種が進んでおりますが、依然としてそういった感染症が収まっていない状況ではありますけれども、景気ですとか、そういった物価高騰、そういったものの影響を受けてみえる方、そういった方々にいろいろな施策を積極的に組んでいくということで、予算のほう膨らんでいるかというふうに思っております。こういった方々に、ふるさと納税は12月でも補正予算を組ませていただいておりますけれども、財政調整基金が増えてはいていないということに関しましては、コロナで事業を縮小するというのではなく、アフターコロナも見据えまして積極的な予算を組んだということが、財政調整基金が増えていない要因の一つであるというふうに捉えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） コロナに対する攻めの予算を組んでいると、こういう説明だと思います。そうしましたら、コロナの関係で国からの交付金を当て込んでやっている事業もあるわけでありましてけれども、そういうものを除いた町が自分の真水で対応していった、そういう事業ですね、コロナに関して。それが幾らあるのか、どれぐらいあるのか、つかんでおられたらお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 正確な数字はつかんではおりませんが、国・県の事業に対して町単独での事業ですとか、また、新型コロナウイルスの基金を活用した事業ですとか、そういったものを実施しております。純粋に町の事業だけでコロナの施策についての金額はつかんでおりません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） こういうとき、特殊な事情のあるときにこそ、それによってどれだけの影響を受けているのか、通常ベースだったらどれだけになっているのか。それは、しっかり分析すべきだというふうには私は思うわけでありまして、5年度のこの当初予算を見ましても、個人町民税25億5,900万、法人町民税が5億9,500万、合わせて31億5,400万が町民税で計上されているわけでありまして、ほぼそれと同じ規模のふるさと納税がある。こんな町は本当に、北海道の小さなところへ行けば別かもしれませんけれども、こういう人口が増えているようなところで、こんな有利な財源が入ってくる。そういう自治体は非常に珍しいと私は思っているわけでありまして、一番心配するのは、この町民税が2個分の収入がある、これがふるさと納税がバブルのごとく常にあるものだという形で、バブル景気に浮かれちゃって、それがベースになるというのが一番心配をしているわけでありまして、ここら辺については予算特別委員会でもう少し伺いをせないかんかもしれませんけれども、そういう点で特別大きな事業というのか、学校を1つ造るとか、駅を1個造るとか、そういうのがないにもかかわらず財政調整基金が減っていく、こういう財政運営が私は非常に心配をしておりますので、よくこの組成要因を分析していただいて、誤りのない財政運営をしていただくようお願いをしまして、私の質問は終わります。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 財政調整基金ですけれども、これまでも申してきましたとおり、30億円をめどに本来であれば積み立てておくべきであろうということは認識をしているわけであります。また、ふるさと納税につきましても安定的な財源ではありませんので、現在、所管課のほうにおきましても、ふるさと納税を少しでも多く収入として得られるように努力をしているところであります。ただ、今回新年度の予算におきまして、どうしても改修しなければならない施設ですとか、それから災害対応、そういった大きな事業もございまして、そういった部分で若干財政調整基金を取り崩しての予算編成になっているかと思いますが、きちんと今年度の予算につきましても分析をいたしまして、安定的な持続可能なまちになるように努めてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この介護保険におきましては、補正でかなり増額をされているわけでありまして、9,780万円の増となっているわけですが、この増えた要因についてお尋ねしたいと思っております。さらに、介護給付費準備基金も繰入れをされながら対応されているわけですが、この点についての要因についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の増額の大きな要因でございます。議案関係資料の補正予算第2号概要、こちらのほうで申しますと、金額の大きいのが居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、それから総合事業介護予防サービス給付費、こちらのほうが金額が大きいということで、特に居宅と施設サービスにつきましては4,400万円、同額ずつ上がっております。こちらのほうが大きな要因となっております。居宅介護サービスにつきましても施設介護サービスについても、この利用される方が増えているということで、それに伴ってこの金額を補正のほうをさせていただいているところ

でございます。この補正の金額が大体どのぐらいかと申しますと、居宅につきましては大体1カ月平均で7,847万ぐらい支出をしておりますけれども、今回の補正額が4,400万円ということで、1カ月分を下回る程度の金額の補正をさせていただいているということでございます。

それから、施設介護サービスにつきましては5,854万円、これが月額でかかっている平均の額でございます。今回の補正額が4,400万円ですので、おおむね1カ月分を下回る金額というような形で補正をさせていただいております。

それから、基金の繰入れ、こちらのほうも介護給付費準備基金繰入金3,882万1,000円、こちらのほうの繰入れで対応させていただいております。こちらにつきましては、最終的にはこれが精算されて、まだ変更申請だとか金額が年度で決算をしまして、それで返ってくる分もございますので、一時的に立替えをして対応しているというような形になってございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 利用者が増えたということで、これは高齢者の方が増えたその一つの要因ということなのか、いかがかということでございます。コロナ禍の中におきまして、そうした認定を受ける方が増えてきて、そして、介護が増えてきたのか。その点についてはいかがかということであります。

また、地域支援事業におきましても増えているわけですね。この辺につきましては、要因としてどういう要因があるのかということでございます。その辺のところをきちんと分析をされたのかどうなのかお尋ねしたいと思います。また、これが次の新年度予算にも反映をされてくるということにもなるかというふうに思いますので、その点におきまして、やはり、利用率がアップしたのか、その辺について分析のほうをよろしく願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの特に居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の増ということで、こちらのほうにつきましては認定者等が増加している、両方も増加しているというような要因に伴いまして増えているということでございます。

それから、地域支援事業費、こちらのほうでございます。この増額の要因ということでございますけれども、これは12月12日現在でございますが、町内外で30事業所のこうした事業を行っている指定業者がございまして、その中で訪問型サービス、通所型サービス、こうしたものの利用者が前年度に比較して増えているということでございまして、利用者の増によるものと分析をしております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案5件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第13号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算(第7号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第14号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算(第2号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第15号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第16号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第17号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正（第4号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、原案どおり可決されました。

日程第10

○議長（足立初雄君） 日程第10、第5号議案から第12号議案までの8件と第18号議案から第25号議案までの8件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第5号議案から第12号議案までの8件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお開きください。

第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、9ページから22ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思えます。

提案の理由といたしましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行及び定年の引上げ等に関し必要な事項を定めることに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、この条例により、8本の条例の改正及び廃止をするものであります。

1本目として、幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における引用条項の整理。

2本目として、幸田町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例における減給の基準日及びその限度額。

3本目として、幸田町職員の再任用に関する条例の廃止。

4本目として、幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例における従来の再任用制度に関する規定の削除。派遣することができない職員の追加。

5本目として、幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例における引用条項及び字

句の整理。

6 本目として、幸田町職員の育児休業等に関する条例における育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員の追加並びに読替規定、引用条項及び字句の整理。

7 本目として、幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例における読替規定及び引用条項の整理。

8 本目として、幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例における引用条項の整理等について規定するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書13ページをお開きください。

第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、23ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めることに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、降給の種類、降格の事由、降号の事由、降給させる場合の通知書の交付、心身の故障を降格とする場合の受診命令に伴う義務、経過措置等について否定するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、24ページから38ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、職員の定年を年齢65年とし、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間で、段階的にこれを引き上げること。定年による退職の特例。管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入。定年前再任用短時間勤務職員の任用、年齢60年に達する前年度における対象者への情報の提供及び勤務の意思の確認に努めること。暫定再任用職員の任用、その他引用条項及び字句の整理等について規定するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日及び一部については公布の日であります。

続きまして、議案書29ページをお開きください。

第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、39ページから49ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の給料、各種手当等について、60歳町職員の給料月額7割措置、管理監督職勤務上限年齢調整額、暫定再任用職員の給料月額、その他の給与、その他字句の整理等について規定するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書35ページをお開きください。

第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、50ページ及び51ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、出産育児一時金の額の改定に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、出産育児一時金の額の引上げとして、その額を42万円から48万8,000円に引き上げるとともに、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときには、規則で定めるところにより、3万円を上限として加算するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書37ページをお開きください。

第10号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、52ページ及び53ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員への扶養手当、住居手当及び退職手当の支給について適用を除外する改正であります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

続きまして、議案書の39ページをお開きください。

第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、54ページ及び55ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、大草集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるからであります。

集落排水事業における大草地区の公共下水道への接続によるもので、改正の概要につきましては、別表第1に規定します大草集落家庭排水処理施設を削るものであります。

施行期日につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日であります。

続きまして、議案書の41ページをお開きください。

第12号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。

議案関係資料は、56ページから65ページでありますので、併せて御覧ください。

町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、主に愛知県が施行しています菱池遊水地事業と愛知県企業庁及び民間の開発等によるもので、認定する路線が10路線、廃止する路線

が11路線であります。

以上、第5号議案から第12号議案までの単行議案の提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、第18号議案から第25号議案までにわたっております令和5年度幸田町会計別の当初予算の概要につきまして、一般会計から順次説明をさせていただきます。

令和5年度予算書及び説明書を御覧いただきたいと思っております。

初めに、第18号議案 令和5年度幸田町一般会計予算についてであります。

13ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ200億7,000万円と定めるものであります。前年度対比103.5%で、6億7,000万円の増であります。

第2条 繰越明許費につきましては、20ページの第2表 繰越明許費のとおり、45款土木費、15項道路橋梁費におきまして、維新橋架け替え事業、町道新田弓場1号線につきましては、令和5年度内での支出が終わらない見込みがあることから、限度額を8,000万円とする繰越明許費をお願いするものであります。

第3条 債務負担行為につきましては、20ページの第3表 債務負担行為のとおり、深溝小学校校舎増築工事に要する経費につきましては、期間を令和6年度、限度額を3億6,500万円とする債務負担行為をお願いするものであります。

第4条 地方債につきましては、21ページの第4表 地方債のとおり、14事業の地方債をお願いするものであります。マンホールトイレ整備事業に800万円、久保田コミュニティホーム整備事業に3,000万円、高齢者生きがいセンター整備事業に3,400万円、岩堀住民広場整備事業に1億100万円、県営防災ダム事業に2,360万円、県営たん水防除事業に8,640万円、鷺田排水機場自家発電設備整備事業に2,700万円、道路改築事業に1億3,930万円、橋梁改修事業に3,600万円、幸田中央公園整備事業に1,730万円、消防用自動車整備事業に1,100万円、災害対応特殊救急自動車整備事業に910万円、深溝小学校校舎増築事業に1億2,300万円、豊坂小学校校舎増築事業に5,090万円、合計6億9,660万円であります。

13ページにお戻りください。

第5条 一時借入金の最高額は、10億円と定めるものであります。

第6条では、歳入予算の流用の取扱いについて定め、記述のとおりをお願いするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明をさせていただきます。

歳入の各款の総額につきましては、25ページを御参照ください。予算の内容につきましては、30ページからを御覧ください。

初めに、10款町税であります。町税全体では、前年度対比102.2%で87億5,420万円といたしました。

個人町民税は、納税義務者の増加を見込み、前年度対比101.1%で25億5,920万円とし、法人町民税は、自動車関連企業の業績状況等から、前年度対比101.1%で5億9,520万円といたしました。

固定資産税は、土地分につきましては前年度と同額としましたが、家屋分につきましては、新增築家屋の増加を償却資産分につきましては、企業の積極的な設備投資による増加を見込みまして、固定資産税の総額は前年度対比の103.0%で48億9,100万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割、種別割ともに実績を踏まえ、前年度対比の105.9%で1億2,450万円としました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりによる本数の減少を見込み、前年度対比99.6%で2億6,100万円といたしました。

入湯税につきましては、コロナ禍での実績を踏まえ、前年度と同額の230万円といたしました。

都市計画税につきましては、家屋分につきましては、新增築家屋の増加により、前年度対比101.3%で3億2,100万円といたしました。

32ページを御覧いただきたいと思います。

15款の地方譲与税につきましては、令和4年度の実績や地方財政計画を踏まえ、対前年度300万円増の1億4,180万円といたしました。

20款利子割交付金につきましては、預貯金利子などの減収が見込まれており、対前年度110万円減の210万円といたしました。

21款配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の4,100万円といたしました。

22款株式等譲渡所得割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度800万円増の3,800万円といたしました。

23款法人事業税交付金につきましては、令和4年度の実績や県の交付見込額等を踏まえ、対前年度3,000万円増の1億3,000万円といたしました。

24款地方消費税交付金につきましては、令和4年度の実績や県の交付見込額等を踏まえ、対前年度1億1,000万円増の10億3,000万円といたしました。

25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者数の回復を見込み、対前年度100万円増の1,800万円といたしました。

34ページを御覧ください。

30款自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末で廃止となりましたが、滞納繰越分の収入の可能性あることから科目維持といたしました。

31款環境性能割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度100万円増の2,600万円といたしました。

33款地方特例交付金につきましては、個人町民税減収補填特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でありまして、対前年度329万9,000円増の8,430万1,000円といたしました。

35款地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の500万円といたしました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありますが、対前年度49万9,000円減の6、808万3,000円といたしました。

36ページから39ページまでにわたります50款使用料及び手数料につきましては、放課後児童健全育成事業の利用増などを見込み、対前年度456万3,000円増の2億2,284万2,000円といたしました。

38ページから43ページまでにわたります55款の国庫支出金につきましては、障害福祉サービス費等負担金3億942万円、児童手当負担金5億7,928万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金9,760万2,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金2億106万1,000円、子ども・子育て支援交付金2,979万9,000円、公立学校施設整備費国庫負担金4,638万4,000円、社会資本整備総合交付金につきましては、合計で1億7,990万8,000円などでありまして、総額では対前年度2,440万7,000円増の20億8,531万2,000円といたしました。

42ページから51ページまでにわたります60款県支出金につきましては、個人県民税徴収取扱費委託金7,400万円、国民健康保険基盤安定基金6,377万5,000円、子ども医療費補助金4,836万円、多面的機能支払交付金5,210万4,000円などでありまして、総額では対前年度1,485万円増の11億1,120万7,000円といたしました。

65款財産収入につきましては、財産貸付収入と基金利子が主なものでありますが、令和5年度は菱池遊水地地内の町有地について愛知県による買収が予定されていることなどによりまして、対前年度5,115万円増の総額6,632万3,000円といたしました。

50ページから53ページまでにわたります70款寄附金につきましては、主となるふるさと寄附金を対前年度2億円増の30億円と見込み、総額30億15万6,000円といたしました。75款繰入金につきましては、全体の財源調整及び事業推進のため、財政調整基金13億9,868万7,000円、教育施設整備基金2億円、新型コロナウイルス感染症対策基金4,188万円の繰入れを行いまして、対前年度1億4,505万2,000円減の総額16億4,057万円といたしました。

80款繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

52ページから61ページまでにわたります85款諸収入、小中学校給食実費徴収金が主なものでありまして、総額では対前年度351万8,000円減の6億850万4,000円といたしました。

60ページから63ページまでにわたります町債につきましては、さきに御説明させていただきましてとおり、マンホールトイレ整備事業を初め14事業に対する起債を行い、総額では対前年度1億8,260万円増の総額6億9,660万円といたしました。

以上が、令和5年度幸田町一般会計当初予算の歳入の概要であります。

続きまして、歳出につきましては、説明をさせていただきます。

歳出の各款の総額につきましては、26ページから27ページまでを御参照ください。予算の内容につきましては、64ページからであります。性質別区分によりまして説

明をさせていただきますので、別冊となっております令和5年度当初予算概要の5ページ及び6ページにあります令和5年度一般会計予算、款別性質別一覧表を御覧ください。

人件費扶助費及び公債費からなります義務的経費につきましては、総額で対前年度6.1%増の80億8,218万6,000円といたしました。主な理由といたしましては、給与改定等に伴う人件費の増加や障がい者福祉等による扶助費の増加、また幸田駅前土地区画整理事業特別会計の廃止に伴い、当該特別会計で計上していました町債償還経費を一般会計で計上したことなどにより増加したものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費からなります投資的経費につきましては、総額で対前年度15.9%増の総額27億4,732万3,000円といたしました。普通建設事業の主なものといたしましては、長嶺北部福祉医療ゾーン開発構想事業、深溝小学校校舎増築工事、豊坂小学校校舎増築工事、岩堀住民広場整備事業、道路新設改良事業町道芦谷1号線ほか、消防用自動車整備事業などであります。

物件費、維持補修費、補助費等のその他の経費につきましては、総額で対前年度1.8%減の92億1,049万1,000円といたしました。その主なものといたしましては、物件費につきましては、ふるさと寄附業務に係る委託料を初め各種事務委託料や物品の購入経費。維持補修費につきましては、小中学校や各種公共施設の修繕費。補助費等につきましては、新エネルギーシステム設置費補助金や各種団体等への補助金や負担金、そのほかに特別会計への操出金などであります。

以上、令和5年度幸田町一般会計当初予算の歳出の概要であります。

続きまして、第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計予算につきましては、163ページからを御覧いただきたいと思えます。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,666万2,000円と定めるものであります。前年度対比25.7%、7億9,832万6,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、坂崎運動場駐車場用地、消防施設整備事業用地等の先行取得事業費の計上に対し、芦谷1号線事業及び福祉施策推進構想事業に係る用地購入費等の減や一般会計からの先行取得用地の買戻しに係る分の一般会計操出金の皆減などによるものであります。

続きまして、第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計予算につきましては、187ページからを御覧いただきたいと思えます。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ32億9,271万5,000円と定めるものであります。前年度対比は97.9%、7,006万円の減であります。減額の主な要因といたしましては、被用者保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療への移行による被保険者数の減少見込みに伴う保険給付費の減少を見込んだことなどによるものであります。

第2条につきましては、歳出予算の流用の取扱いについて定めるものとし、記述のとおりお願いするものであります。

続きまして、第21号議案 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、223ページからを御覧いただきたいと思えます。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ6億3,646万9,

000円と定めるものであります。前年度対比の107.6%、4,506万6,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増加を見込んだことなどによるものであります。

続きまして、第22号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計予算につきまして、251ページからを御覧いただきたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ23億9,941万2,000円と定めるものであります。前年度対比109.0%、1億9,823万2,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、要介護及び要支援認定者数の増加に伴う保険給付費及び地域支援事業費の増加を見込んだことなどによるものであります。

第2条につきましては、歳入歳出予算の流用の取扱いについて定めるものとし、期日のおりをお願いするものであります。

続きまして、第23号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算につきまして、291ページからを御覧いただきたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,736万4,000円と定めるものであります。前年度対比は97.0%、1,149万6,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、公債費の減などによるものであります。

第2条 地方債につきましては、294ページ、第2表 地方債のとおり、公営企業会計適用事業において、440万円の起債をお願いするものであります。

続きまして、第24号議案 令和5年度幸田町水道事業会計予算につきましては、317ページからを御覧いただきたいと思います。

第3条 公共収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を8億6,894万1,000円、支出を8億346万6,000円と定め、第4条 資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を1億7,764万5,000円、支出を7億9,610万3,000円と定めるものであります。

この資本整備につきましては、重要給水施設への配水管布設替えなどの効果的な耐震化を順次図るとともに、老朽化施設の更新を初めとする各種工事を計上しております。令和5年度は大草ポンプ場の施設更新を予定しており、計画的に整備を推進するものとしております。なお、資本的収支における不足額6億1,845万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

最後に、第25号議案 令和5年度幸田町下水道事業会計予算につきまして、349ページからを御覧いただきたいと思います。

第3条 収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を7億6,471万3,000円、支出を7億6,380万5,000円と定め、第4条 資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を5億807万2,000円、支出を5億8,883万3,000円と定めるものであります。

この資本整備につきましては、北部処理分区及び農業集落排水の公共下水道への接続などの管路整備を推進するものとしております。併せて、流域下水道等の建設負担金、

一般会計からの出資を受けての企業債の償還金などを計上しております。なお、資本的収支における不足額8,076万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

350ページを御覧いただきたいと思っております。

第5条の企業債につきましては、表に記載のとおり、公共下水道事業に9,450万円、流域下水道事業に2,120万円を限度額と定め、経営の平準化を図ることとしております。

以上が、第18号議案から第25号議案までの令和5年度幸田町会計別当初予算の提案理由の説明をさせていただきました。

これで、本定例会に提案をさせていただきます単行議案の8件と当初予算関係の8件の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに、事務局へ提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月2日の木曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、この後、午後2時から第2委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました

散会 午後 1時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和5年2月28日

議 長

議 員

議 員